

化学物質管理者講習(取り扱い事業所向け)
＜追加講習のご案内＞

令和6年8月1日

各事業所 安全衛生業務 ご担当者 様

〒273-0005 船橋市本町1-10-10
船橋商工会議所会館3F
(一社)船橋労働基準協会
事務局長 森 敬
TEL 047(434)2189
FAX 047(433)4595
メール frkk@at.wakwak.com



平素は、弊協会の事業に格別のご理解とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月より化学物質を業務において取扱いしている(使用している)事業所は、業種や会社の規模を問わず「化学物質管理者」を選任し、化学物質の管理が義務付けられました。(安衛則第12条の5)

業種や会社の規模を問わずという事は、全ての業種で、従業員数に関係なく化学物質を少量でも取扱っている(使用している)会社は「化学物質管理者」の選任が必要という事になります。

当協会では、今年度2回「化学物質管理者講習」を開催しましたが、いずれも満席でした。今年度中には是非とも受講したいという会員企業様が大変多かったことから、追加の講習会を計画しました。なお、定員は30名となります。定員になり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

記

実施日:令和6年12月10日(火)
会場 : 船橋市勤労市民センター
定員 : 30名

以上

化学物質管理者講習(取り扱い事業者向け)のご案内

記

- 1 講習日程 1日間 (9:30~17:30)
- 2 募集定員 ~~45~~³⁰名
- 3 講習会場 船橋市勤労市民センター 船橋市本町4-19-6
- 4 講習内容

内容	時間数
改正の背景	10分
関係法令	30分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
化学物質の危険性又は有害性及び有害性並びに表示等	90分
化学物質の危険性又は有害性の調査	120分
化学物質の危険性又は有害性の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	90分
証明書交付	10分

*この講習の受講者には、修了証を交付します。 *休憩時間は、1時間毎に1回(10分)を目安とします。

5 申込方法

①受講申込書を事務局にメールまたはFAXして下さい。 メール: frkk@at.wakwak.com FAX: 047-433-4595	②振込みして下さい。(又は書留郵便・事務局持参も可です。)	③講習料金の入金確認後事務局より受講票・会場地図をメールまたはFAX致しますので、当日ご持参下さい。
--	-------------------------------	--

お手続きは、講習日7日前までに完了願います。

6 講習料金

会員 11,330円(消費税込) 非会員 13,530円(消費税込)
 上記金額には、テキスト代が含まれております。
 受講取消の場合一原則として、講習料金はお返し致しません。

7 振込口座

銀行名:三井住友銀行 船橋支店 普通預金 1622377
 口座名義:一般社団法人船橋労働基準協会

8 持参していただくものなど

筆記用具をご持参下さい。
 ★なお、講習会場には駐車場がありませんので、そのことを受講者に周知して下さい。

会員 非会員 (該当を○で囲んでください。)
 請求書が必要な方はチェックして下さい。

受講申込書
 化学物質管理者講習(取り扱い事業者向け)

受講日	12月10日		※受講番号	
フリガナ				
氏名				
生年月日				
住所	(都道府県名のみ記載して下さい)			
勤務先	名称			電話
	所在地	〒		
	担当者名			FAX
	メール			